

## 1 主 旨

地方分権の進展や少子高齢化社会の到来など、さまざまな社会的要因を背景に、「協働のまちづくり」の必要性が広く認識されるようになりました。岐阜市では、平成 16 年 3 月に総合計画「躍動プラン 2 1」を策定し、『市民と行政の協働』を市の重要な柱の一つに位置付けました。同じく平成 16 年 3 月に、住民自治を展望しつつ、市民と行政が、「協働のまちづくり」をともに進めるための共通の指針として、『岐阜市協働のまちづくり指針』を策定しました。更に、平成 19 年 4 月には、「市民は、まちづくりの主権者である」ことを住民自治の基本理念とした『岐阜市住民自治基本条例』を施行しました。

その『岐阜市協働のまちづくり指針』では、協働とは、「市民が互いに、そして市民と行政が、それぞれの持つ特性を生かしながら、補完し合い、協力し合い、社会的課題の解決に当たること」であると記しており、地域に共通する課題（社会的課題）を解決する活動が「まちづくり」であり、「社会貢献活動」であると言えます。

そこで、協働のまちづくりを推進し、市民が誇りを持てる個性豊かな地域社会を実現するため、市民活動支援事業（以下「支援事業」という。）において、岐阜市内における地域社会の課題解決を目的とした「市民活動団体」が実施する市民による自主的かつ公益的な事業を支援するものです。

## 2 募集内容

市民活動団体への支援内容として、以下の助成について募集を行います。

### (1) 新規事業支援

これからまちづくり活動を始めようとする団体が行う、調査・研究活動に対し助成します。

○助成額：対象事業費の 4 / 5 以内上限 8 万円

○助成回数：1 事業につき 1 回

○応募種別：**一般事業支援**（採択予定団体数 5）応募資格を満たす団体

**若者事業支援**（採択予定団体数 2）応募資格を満たし、主な構成員が 18 歳以上 39 歳以下である団体

**ぎふスーパーシニア事業支援**（採択予定団体数 2）応募資格を満たし、主な構成員が 50 歳以上である団体

### (2) 拡充事業支援

岐阜市内における地域社会の課題解決を目的とした市民活動団体の自主的かつ公益的な活動に対し助成します。

○助成額：対象事業費の 2 / 3 以内上限 20 万円

○助成回数：1 事業につき 3 回

○応募種別：**単独事業支援**（採択予定団体数 17）応募資格を満たす団体

**協働連携事業支援**（採択予定団体数 1）応募資格を満たし、代表で応募する団体以外で 1 つ以上の企業もしくは NPO と協働で事業を行う共同体

※市の予算の範囲内で助成しますので、採択予定団体数どおりの採択団体数とならない場合や申請額どおりの補助額とならない場合があります。

### **3 応募資格**

次の各号をすべて満たしている市民活動団体

- ①構成員が5人以上であること
- ②構成員の過半数が、岐阜市内に在住、または在勤、在学していること
- ③市が定める審査会及び報告会に出席できること
- ④新規（若者）事業支援に応募する場合は、主な構成員が18歳以上39歳以下であること
- ⑤新規（ぎふスーパーシニア）事業支援に応募する場合は、主な構成員が50歳以上であること

### **4 対象事業**

次の各号をすべて満たす事業が、対象となります。

- ①市民活動団体によって計画・実施される事業
- ②市民活動団体の自主的かつ公益的な事業で以下の分野の活動であること
  - ・提案活動支援（地域や社会の課題解決を目的とした活動）
  - ・はじめの一步活動支援（“まちづくりの芽を発見！”のための研究調査を目的とした活動）
  - ・NPOと企業との協働支援（NPOと企業による社会貢献活動）
  - ・地域夢づくり支援（地域の創意工夫によるまちづくり活動）
  - ・市民運動支援（日常的で自発的な市民運動の促進を目的とする活動）
- ③国、県または市町村から他の公的資金による助成を受けていない事業
- ④特定の政党活動、宗教活動または営利活動を目的としていない事業
- ⑤それぞれの助成において助成回数を超過していない事業
- ⑥新規事業支援については、過去に市民活動支援事業の採択を受けていない事業
- ⑦1団体1事業で、補助決定から翌年3月31日までに終了できる事業

## 5 対象経費

### (1) 補助の対象となる経費

謝礼	講演会や研修会の講師等への謝礼金
交通費、 宿泊費	講演会や研修会の講師等に支払う交通費及び宿泊費 構成員が講演会や研修会の参加や、事業活動のために出かけた場合にかかる交通費、 駐車料金、宿泊費（1人1泊12,000円を上限。グリーン車料金は認めない。）
消耗品費	事業活動に必要な事務用品費、事業用品費
印刷製本費	パンフレット、ポスター等の印刷代、写真の現像代等
通信運搬費	郵便料（切手、はがき代）、宅配料
広告料	新聞、雑誌等の広告料
手数料	登録等各種証明手数料、振込手数料
保険料	イベント保険やボランティア保険の掛け金
委託料	専門的な内容を構成員が直接実施せず、他の者に委託する経費
使用料	会場使用料、機器の使用料、コピー機の使用料等 *会議室等については、公民館、コミュニティセンターなど公の施設を活用することが望ましい。
研修費	構成員が研修会、講演会等に参加する場合の負担金

※対象経費について、算出根拠の提示を求めることがあります。

### (2) 補助の対象にならない経費

#### ① 市民活動団体の事務所を維持するための経費

例：事務所の賃貸借料、電話料、光熱水費、インターネット等の通信費 など

#### ② 市民活動団体の経常的な活動に要する経費

例：備品（テレビ、パソコン、事務机、椅子等）の購入に係る経費

#### ③ 食糧費及び市民活動団体の構成員に対する経費

例：食糧費、人件費、謝礼 など

## 6 応募事業の審査及び補助対象事業の採択

### (1) 審査方法

公開コンペティションにおいて応募団体のプレゼンテーションを行い、外部委員で構成される審査委員会の審査結果を基に、上位より予算の範囲内で採択します。ただし、各審査基準において「1」判定が2名以上の事業は補助対象から除外します。

なお、採択された事業において補助金を支出する前に、不測の事態により実施が不可能となった場合、追加採択は行わないものとします。

### (2) 審査基準

次の5項目について、各項目5段階の25点を満点とし、合計点と項目ごとの評価により順位を決定します。

- ・ 地域社会の課題解決を目的とした事業ですか
- ・ 市民への意識啓発、波及効果の度合いが優れている事業ですか
- ・ 着眼点が優れている事業ですか
- ・ 提案団体のさらなる発展、継続につながる事業ですか
- ・ 予算額から見た事業性の度合いは適切ですか

### (3) 審査結果

合否に係らず審査結果については、6月中旬に応募団体へ通知します。また、審査結果は市民活動交流センターのホームページや広報ぎふなどで公表します。

## **7 全体のスケジュール**

- ①募集期間 …………… 平成30年4月1日(日)～5月10日(木)
- ②説明会の開催 ぎふメディアコスモス つくるスタジオ
  - ・4月13日(金) 18:30～19:30
  - ・4月14日(土) 13:30～14:30
- ③公開企画コンペ …………… 平成30年6月2日(土)・3日(日)
- ④審査結果・交付決定通知 …………… 平成30年6月中旬
- ⑤補助対象事業の実施 …………… 平成31年3月31日まで
- ⑥事業報告会 …………… 平成31年2月24日(日) ※予定
- ⑦事業報告書提出 …………… 事業完了後1ヶ月以内(最終3月31日)
- ⑧補助金等確定通知 …………… 事業完了後1ヶ月以内(最終3月31日)
- ⑨補助金交付 …………… 確定通知発送後(前払い可)

## **8 応募の手続き等**

### (1) 申請書類等の提出方法等

市民活動交流センターのホームページまたは窓口で書類を入手していただき、郵送または窓口へ直接提出してください。

書類の受付期間は、平成30年4月1日(日)から平成30年5月10日(木)までとし、応募に要する経費はすべて応募者の負担となります。郵送の場合は、5月10日必着でお願いします。

### (2) 提出書類

- ①補助金等交付申請書(様式第1号) ※添付書類: 事業計画書、収支予算書など
- ②市民活動企画コンペ提案書
- ③団体の連絡担当者・主なメンバー確認票

### (3) 応募に関する留意事項

#### ①働きかけの禁止

審査委員、本件業務に従事する市職員並びに本件関係者に対し、本件提案について不当な接触を禁じます。働きかけの事実が認められた場合、失格とします。

#### ②虚偽の記載をした場合

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

#### ③応募書類の取り扱い

応募書類は理由の如何を問わず、返却いたしません。

#### ④応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、辞退届(任意)を提出してください。

⑤応募書類の著作権

応募者の提出する書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属します。なお、市が必要と認めるときは、市は提出書類の全部または一部を使用できるものといたします。

⑥追加書類の提出

市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。

⑦情報公開制度の対象

応募者が提出した書類等は岐阜市情報公開条例(昭和60年6月20日岐阜市条例第28号)第2条に定める公文書となり、情報公開の対象となります。

⑧印鑑の取り扱い

市民活動支援事業に関連する書類への押印は、全て同じものを使用してください。  
(補助金等交付申請書に使用した印鑑) また、シャチハタの使用は認められません。

## 9 お問い合わせ先

### ○市民活動交流センター

〒500-8776 岐阜市司町40番地5

電話：058-264-0011

E-mail: comm-act@city.gifu.gifu.jp

開館時間：9:00～21:00

休館日：毎月最終火曜日 4月24日(火)

(祝日と重なる場合は翌日) 年末年始(12月31日～1月3日)